

1. オーストラリア連邦

1. オーストラリア連邦

(1) 商標法の動向等

1) オーストラリアでは、2001年7月11日からマドリッド協定議定書が発効している。

2) 現行のオーストラリアにおける商標に関する法規定は、1996年1月1日に施行された商標法¹が適用されている。本法律はその後、一部改正を受けており、最新の改正は2010年9月1日に施行されている。

マドリッド協定議定書に基づく国際商標登録については、マドリッド協定議定書及びマドリッド共通規則に定められた規定に従うと共に商標法第17A部【マドリッド議定書に基づく国際保護商標】の規定に従うものとする。

また、商標法の規定を施行するに当たり、同時期に定められた「商標規則²」(1996年1月1日施行)があり、マドリッド協定議定書に基づく国際商標登録についての規定は、規則第17A部【マドリッド議定書に基づく国際保護商標】に定められている。

なお、オーストラリア商標登録は、オーストラリア連邦、クリスマス島、ココス(キーリング)諸島、ノーフォーク島、オーストラリア大陸棚、オーストラリア大陸棚上の領海及びオーストラリア領空で有効であり、国際商標登録による権利の保護も同領域で有効である。

3) オーストラリア知的所有権保護局 (IP Australia) について

IP Australia は、1904年にオーストラリア特許庁として設立され、1998年2月に旧称オーストラリア知的財産庁 (Australian Intellectual Property Office) から名称変更されて現在に至っている。革新産業科学研究省 (The Department of Innovation, Industry, Science and Research) の下部機関の1つで、特許部門、商標部門、意匠部門及び育成者権部門で構成された行政機関である。なお、本章では、IP Australia を以下「IPA」と表示する。

(2) 商標の定義

商標の定義は、商標法第17条に規定されている。

¹ 日本国特許庁 (JPO) ホームページ→国際動向→関連リンク→外国産業財産権制度情報→掲載法令一覧→オーストラリア商標法を参照。

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm

² 脚注1と同一のリンク→オーストラリア商標規則を参照。

1) 商標とは、業として取引又は提供する商品又は役務を、他者が業として取引又は提供する商品又は役務から識別するために使用する、又は使用予定の標識である。

2) 商標としての標識とは、文字、語、名称、署名、数字、図形、ブランド、標題、ラベル、チケット、包装の外観、形状、色彩、音若しくは香り、又はそれらの結合を含む。したがって、立体商標、音響商標及び芳香商標は登録できるが、基本的には、他の標識に対して「識別力を有する」ことが要求される（商標法第6条）。

3) 色彩付き商標

文字、図形等の標識と1以上の色彩との組合せは商標として登録できる。また、色彩又は色彩の組み合わせも商標として登録できる。

4) 団体商標

団体商標は、当該商標が属する組合せによってのみ出願及び取得でき、商標権者である組合の構成員による使用は商標権者の使用とみなされる。組合は法人又は非法人であっても良い（商標法第162条）。

5) 証明商標、防護商標

証明商標（商標法第169条）、防護商標（商標法第185条）もオーストラリアにおいて登録できる。

(3) 方式要件

日本を本国官庁とする基礎出願又は基礎登録について、オーストラリアを領域指定した国際登録出願を行う場合の、国際登録願書（MM2）の記入に関する留意点については、以下のとおりである。

1) 出願人（名義人）の記載【願書「2 出願人」の欄】

法人の表示については、「株式会社」の企業形態の表示は英語表記「Corporation」、「Company Limited」、「CO.,LTD」、「LTD」、「Incorporated (Inc)」等が用いられている場合にはそれらの表示が受け入れられている。また、日本語読みのローマ字表記「KABUSHIKI KAISHA」も見受けられ、特に補正指示あるいは暫定的

拒絶の通報の対象となっていない³。「(f) その他の表示 (ii) 出願人が法人である場合には：」の項は、記載必須項目でない。国際登録情報 (ROMARIN情報) を確認すると、株式会社の英訳として「Corporation」の記載は認められている。

2) 日本語で構成される、又はそれを含む商標

ローマ字以外の文字を含む商標については、(a) ローマ字による音訳、及び (b) 英語による翻訳の提出を要求している (商標規則4.3(6))。実体審査の状況を確認すると、国際登録第961798号に係る暫定的拒絶の通報において、日本語表示に対する音訳及び翻訳を要求している。この場合、WIPOの国際公開ガゼットで確認すると音訳及び翻訳 (ただし、本商標が意味を持たない造語を含むとの記載である) は記録されているが、音訳に誤記があり、それが暫定的拒絶の通報で指摘されており、応答により音訳の訂正と新たな翻訳の追加により拒絶理由が解消されている。このことから、日本語のような特殊文字の商標について、実体審査時に商標の「音訳」及び「翻訳」について詳細に考慮されていることが認められる。従って、願書「9 その他の表示」(a) 及び (b) 項の表示は必須と考えてよい。なお、日本語表示の造語については、「9 その他の表示」(b) 項ではなく、「9 その他の表示」(c) 項のチェックを選択しても良い⁴。

3) 色彩商標

色彩を含む商標について、願書「8 色彩に係る主張」(a) 及び (b) 項は任意記載項目であり、記載の必要はない。

4) 標準文字制度

オーストラリアにおいて、標準文字制度は存在するとの情報はあ⁵、商標法または商標規則には何ら規定がなく、その意義や効果についても明示されていない。なお、願書「7 標章」(c) の標準文字宣言は任意である。オーストラリアで保護付与を受けた国際登録商標で、標準文字宣言しているもの例を示す⁶。いずれも、英文字、ローマ字表記の商標である。

5) 立体商標

立体商標の表示については、商標の各特徴を示す透視図 (写真又は図面)、又は

³ ROMALIN 国際登録情報・国際登録第 822496 号、第 861371 号、第 961798 号を参照。

⁴ ROMALIN 国際登録情報・国際登録第 822496 号を参照。

⁵ 「諸外国の知的財産制度に関する調査報告・オーストラリア編」(日本弁理士会・外国情報部編集)。また、現地代理人からも「標準文字制度あり」との情報を受領している。

⁶ ROMALIN 国際登録情報・国際登録第 903533 号、第 905693 号、第 1000253 号、第 1001282 号を参照。

商標の各特徴を示すために必要な複数の図（写真又は図面）で表されなければならない（商標規則4.3(a)(b)）。国際登録出願については、願書「7 標章」欄（a）項の表示について、基礎出願又は基礎登録に添付されている図面又は写真と同一の図面を全て記載する。記載方法は当該欄の記載範囲（8cm平方）に収まるよう全図面を同一縮尺して記載する⁷。また、願書「9 その他の表示」欄（d）項の「立体商標」にチェックを付す。

6) 団体商標

該当する場合には、願書「9 その他の表示」の欄（d）の項の「団体標章、証明標章又は保証標章」にチェックを付す。なお、オーストラリアの場合、団体商標は、審査の段階で暫定的拒絶の通報の対象となる。願書の（d）項のチェックでは団体商標か、あるいは証明商標か、区別できないからである。暫定的拒絶の通報に対する応答で、団体商標であることを明らかにしなければならない⁸。

登録権者である団体に設定されている「団体商標管理規約」については、提出の規定はない⁹。団体商標は、譲渡又は移転することができない（商標法第166条）。

7) 商標の要素について保護の放棄の宣言（Disclaimer制度）

願書「9 その他の表示」欄（g）項にチェックし、構成要素の一部について権利不行使の旨を記載することによって、権利不行使を認める全ての国について商標の構成要素の一部について権利不行使を宣言することができる。

オーストラリアのみにこの権利不行使を行いたい場合には、資格を有する登録特許商標代理人（以下「現地代理人」という）を設定し、現地代理人を通じて出願手続を行う¹⁰。

8) 指定商品及び指定役務（サービス）

願書「10 商品及び役務」の欄（a）項の記載については、IPAから刊行されている商品及びサービスの国際分類に関するニース協定に基づく分類一覧（国際分類第9版）に従い分類する（商標規則3.1）。なお、1出願で複数分類にまたがる多

⁷ ROMARIN 国際登録情報・国際登録第 783108 号、国際登録第 801959 号を参照。

⁸ IPA ホームページ→RESOURCES→Manual→IP Australia Trade Marks Office Manual of Practice and Procedure→Part60 The Madrid Protocol→4.International Registrations that have Designated Australia→4.7Examination of an IRDA→4.7.14Collective Trade Marks の項を参照。

http://www.ipaustralia.gov.au/pdfs/trademarkmanual/trade_mark_examiners_manual.htm
⁹ WIPO・HOME→IP Services→Trademark(Madrid System)→about members→Information concerning National or Regional Procedures Before IP Offices under Madrid System →AU・「Miscellaneous」→collective and guarantee marks の項を参照。

¹⁰ 「MANUAL INDUSTRIAL PROPERTY Vol.1」オーストラリア編（AIPPI・JAPAN 発行）第 39 頁「出願人」の項を参照。

分類出願が可能である（商標法第27条(5)）。

また、指定商品及び指定役務の具体的な記載は、類の「見出し」を使用してもよく、暫定的拒絶の通報の対象にはならない¹¹。ただし、「全ての商品」、「全ての役務」、「他の全ての商品」又は「他の全ての」という表現を使用してはならない（商標規則17A.14）。

「小売」、「卸売」に関する役務はニース協定の国際分類第9版の第35類に基づき指定できる。

9) 出願手数料

【国内出願手数料】

- | | |
|---------------------------------------|---------|
| (a) 紙出願手数料（1区分につき） | 180 豪ドル |
| (b) オンライン出願手数料・公式区分使用の場合
（1区分につき） | 120 豪ドル |
| (c) オンライン出願手数料・公式区分不使用の場合
（1区分につき） | 160 豪ドル |

【国際登録出願手数料】

- | | |
|-------------------|------------|
| (a) 基本手数料（色彩なし） | 653 スイスフラン |
| (b) 基本手数料（色彩付き） | 903 スイスフラン |
| (c) 個別手数料（1区分につき） | 343 スイスフラン |

(4) 審査

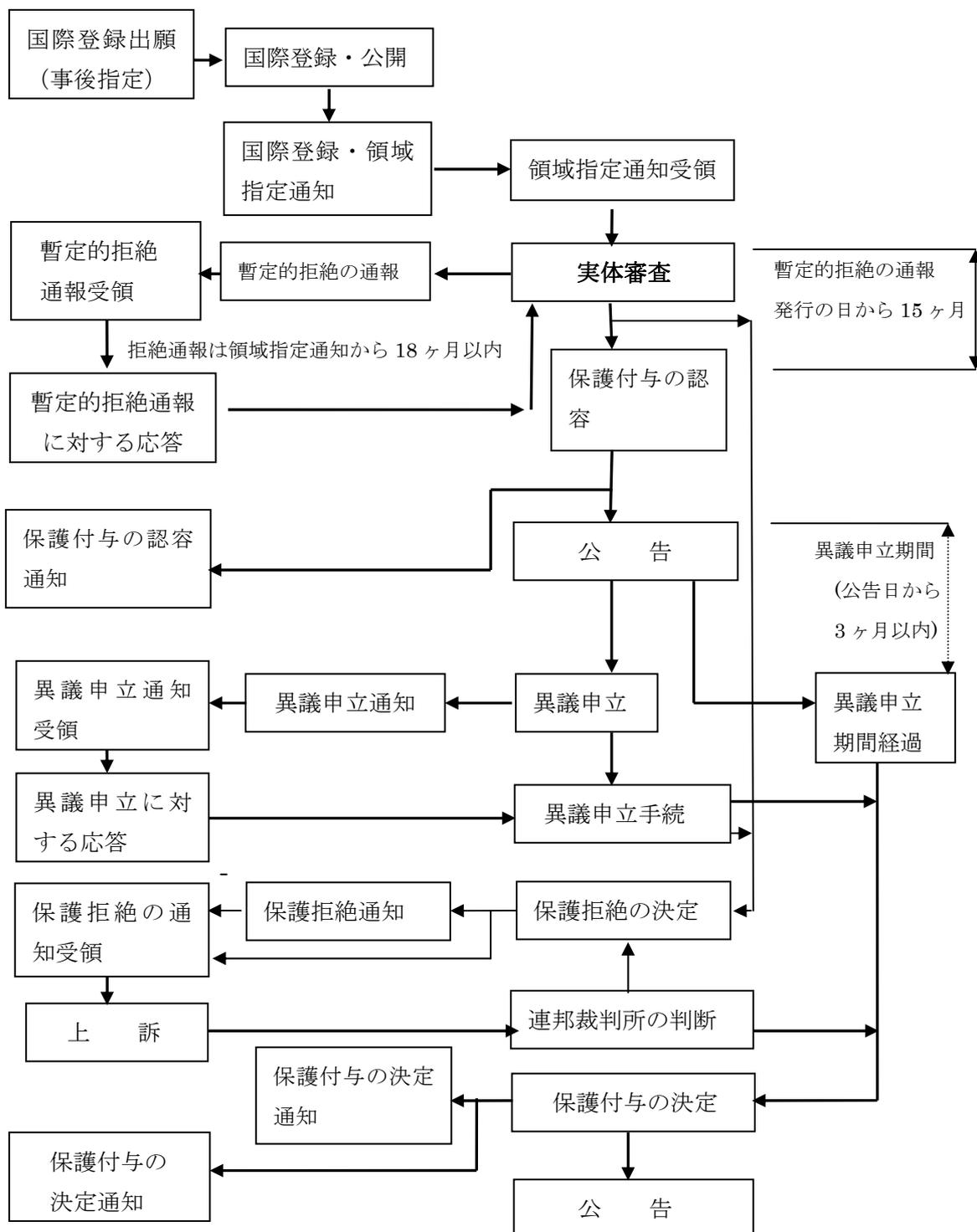
① 実体審査の概略

オーストラリアの実体審査の概略フローを以下に示す。

¹¹ ROMARIN国際登録情報・国際登録第1026220号、第1006177号、第1001583号、第1000253号、第826437号、第822496号、第801959号を参照。

図：実体審査の概略フロー

【出願人】 【国際事務局（WIPO）】 【指定国官庁（オーストラリア）】



オーストラリアを領域指定した国際登録出願が名義人の本国官庁を経て WIPO・国際事務局に受理され、国際事務局にて方式審査し、方式に欠陥がなければ、国際登録簿に登録されると共に国際公開される。(マドリッド共通規則第 14 規則(1))

この時、国際事務局より名義人に対して「国際登録証」が付与される。(マドリッド共通規則第 14 規則(1))

さらに、IPA に対して国際登録の通知(領域指定通知)が行われ(マドリッド協定議定書第 3 条(4))、これ以降、オーストラリアの国内出願と同様の基準及び手順で審査される。領域指定通知を受けた IPA は、当該国際登録の実体審査を実施する。オーストラリアの場合、「絶対的拒絶理由」及び「相対的拒絶理由」について審査を実施する(商標規則 17A.28)。

なお、実体審査の実施に際して、出願審査請求の必要は無いが、商標の侵害者の存在あるいは名義人が既に商標普及活動の実施中等できるだけ早く商標の保護を必要とする正当な理由がある場合には、IPA に対して優先的に審査するよう請求することができる(商標規則 17A.23「早期審査」)。早期審査の請求は、国際登録の名義人若しくはその代理人を通じて行われ、名義人が請求するときは、IPA に対して名義人のオーストラリアにおける連絡先住所を届け出る必要がある。この住所を介して早期審査に関する IPA との応答を行う。名義人が在外者の場合は、資格を有する現地代理人を選任し、現地代理人の住所を連絡先住所として届け出ることが一般的に行われている。早期審査の請求は書面で行われ、上記「正当な理由」を記載した宣言書を添付する。

早期審査の請求が認められ、審査が実施されることにより、審査期間は通常の審査期間 4 ヶ月ほどから 3~4 週間程度に短縮される。

実体審査の結果、絶対的拒絶理由及び相対的拒絶理由何れも発見されない場合、当該国際登録は保護付与が認容され、その認容を商標公報にて公告する(商標規則 17A.25)。その後、公告日から 3 ヶ月間の異議申立期間が設定されており(商標規則 17A.29)、当該期間内において、異議申立の提起がなければ、異議申立期間終了後、権利保護付与の決定がなされ、IPA より保護付与の決定通知が国際事務局及び名義人に送付される。うまた、国際事務局は当該決定通知を名義人に送付する(商標規則 17A.25)。なお、この決定通知は領域指定通知日から 18 ヶ月以内に行われる。

一方、国際登録が拒絶理由を有すると判断された場合は、IPA は、国際事務局を通じて、名義人に対して拒絶理由を記載した暫定的拒絶の通報を送付する(商標規則 17A.16)。

暫定的拒絶の通報に対する名義人の応答期限は特に設定されないが、IPA が権利保護付与の認容をするまでの期限が設定され、それは、暫定的拒絶の通報の発

行日から 15 ヶ月である。すなわち、15 ヶ月の期間が満了する前に権利保護付与の認容がなされなければならない（商標規則 17A.20(1)(a)）。なお、名義人からの請求があり、以下の事情が存在するときは、IPA は受理を延期することができる（商標規則 17A.21）。

- 1) 先行商標出願の存在を理由として拒絶理由が示されており、名義人が当該先行商標出願の最終処分を待っている場合
- 2) 類似する他の商標が存在し、名義人が自己の商標出願が認容されるべきである旨を IPA の登録官に納得させるように働きかけている場合
- 3) 名義人が他の商標の抹消申請を行った場合、又は他の商標に関して名義人が開始した登録簿の修正手続が継続中の場合
- 4) 他の商標権が 6 ヶ月未満前に権利満了しており、名義人が当該他の商標権の更新または未更新による抹消を待っている場合

当該延期請求の申請は、手数料を必要とする（商標規則 17A.20(3)、(4)）。

暫定的拒絶の通報に対する応答の結果、拒絶理由が解消されたときは、保護付与が認容され、その認容は公報に公告される。その後は、前述の異議申立期間が設定され、異議申立の提起がなければ、保護付与の決定がなされる。なお、暫定的拒絶の通報に対して応答するに当たり、出願人は事前に、IPA に対し書面により、名義人のオーストラリアにおける連絡先住所を届け出る必要がある。これを実施しないと、IPA は暫定的拒絶の通報に対する応答について検討しない。このことは暫定的拒絶の通報に明記されている（商標規則 17A.16(3)(b)）。

一方、暫定的拒絶の通報に対する応答にもかかわらず IPA が保護の付与を認容せず、15 ヶ月が経過すると、権利保護付与の拒絶が決定され、国際事務局に対して保護付与の拒絶を通知すると共に名義人に対しても当該決定を書面にて通知する（商標規則 17A.25(2)）。

当該拒絶の決定に不服がある場合、名義人又は名義人の選定した現地代理人を通じて、IPA の保護付与の拒絶通知に対して連邦裁判所に不服申立（上訴）することができる（商標規則 17A.26）。名義人が直接上訴する場合は、名義人のオーストラリアにおける連絡先住所が必要である。なお、在外者の場合、現地の不服申立事情に詳しい現地代理人を通じて不服申立を請求する方が合理的であり、一般的である。

権利保護付与の認容後、その認容の公告日から 3 ヶ月間の異議申立期間が設定される。この期間において、何人も保護付与の認容に対して異議申立を請求することができる（商標規則 17A.29）。なお、オーストラリアに居住しておらず、また事業活動もしていない異議申立人の場合、IPA より手続費用の保証金を要求さ

れることがある。保証金を支払うことができなければ、IPA は異議申立を却下することができる（商標規則 17A.73）。また、異議申立人が請求し、IPA が合理的な理由有りとして認めた場合には異議申立期間を延長することができる（商標規則 17A.30）。

② 審査内容

オーストラリアに領域指定通知された国際登録商標は、IPA により絶対的拒絶理由及び相対的拒絶理由の有無について実体審査を受ける。

③ 暫定的拒絶の通報の期間

国際事務局が IPA に対して領域指定した日から 18 ヶ月以内に IPA から絶対的拒絶理由・相対的拒絶理由に関する暫定的拒絶の通報を国際事務局に通知する。国際事務局はこの暫定的拒絶の通報を名義人に通知する。

④ 絶対的拒絶理由の内容

以下の標識は、商標として保護されない（商標規則 17A.28）。

- 1) 視覚的に表示することができない標識。
- 2) 出願人の商品又は役務を識別しない標識。
商品又は役務の種類、品質、数量、用途、価格、原産地又はその他の特徴を表示する商標。商品の生産時期、役務の提供時期を表示する標識。
- 3) 中傷的な商標、又はその使用が法律に反する標識。
中傷的事項を含む又は中傷的事項で構成された標識。標識の使用が著作権等の法律に違反する標識。
- 4) 欺瞞又は混同を生じるおそれがある標識。
商標若しくは商標に含まれる標識が有する暗示的な意味のために、その商標を特定の商品又は役務について使用することが欺瞞又は混同のおそれを誘発する場合。

⑤ 相対的拒絶理由の内容

以下の標識は、相対的拒絶理由を有するとして、商標として保護されない（商標規則 17A.28）。

- 1) 先行の優先日を有する類似の商品若しくは密接に関連する役務に関して他人が登録又は出願した商標と、実質的に同一又は欺瞞が生じるほど類似する商品についての標識。

2) 先行の優先日を有する類似の商品若しくは密接に関連する役務に関して他人が登録又は出願した商標と、実質的に同一又は欺瞞が生じるほど類似する役務についての標識。

(5) 暫定的拒絶の通報に対する国際商標出願人の応答手続

① 暫定的拒絶の通報の見本と和訳、内容の説明（使用言語）、全部拒絶／一部拒絶の取扱い

1) 暫定的拒絶の通報に使用されている言語は英語。

2) 暫定的拒絶の通報には、拒絶理由及び拒絶理由に対応する応答方法の説明、暫定的拒絶の通報に応答するに当たり、名義人は事前に、IPA に対し書面により、名義人のオーストラリアにおける連絡先住所を届け出る必要があるとの注意書きが記載されている。

3) 暫定的拒絶の通報には、暫定的拒絶に対する名義人の対応方法として書面による応答及び／若しくは IPA へのヒアリング請求ができることが記載されている。

4) 全部拒絶／一部拒絶の取扱は、暫定的拒絶通知書の、「**The refusal applies to:**」の欄に記載される。

5) 暫定的拒絶の通報の例は次のとおりである。

※暫定的拒絶の通報の例



Australian Government
IP Australia

Discovery House, Phillip ACT 2606
PO Box 200, Woden ACT 2606
Australia
Phone: 1300 651 010
International Callers: +61-2 6283 2999
Facsimile: +61-2 6283 7999
Email: assist@ipaustalia.gov.au
Website: www.ipaustralia.gov.au

10 August, 2009

International Bureau, WIPO
34, chemin des Colombettes
P.O. Box 18
1211 Geneva 20,
SWITZERLAND

①

**NOTIFICATION OF PROVISIONAL REFUSAL OF AN INTERNATIONAL
REGISTRATION DESIGNATING AUSTRALIA (IRDA)**

THIS REFUSAL IS ISSUED IN ACCORDANCE WITH RULE 17(1) TO 17(3)

International Registration No:

Our Reference No:

Applicant:

Trade mark:

Your ref:

① 宛先：WIPO 国際事務局、住所

② 表題 i)

拒絶対象商標の表示：
国際登録番号

豪州の出願番号

③ 名義人名称

対象商標

名義人整理番号

Examiner:

Report No. 1

④ 審査官名

The above trade mark has been examined and the following attachment(s) explain the matters which at present prevent the International Registration from being accepted and, where possible, the ways in which the holder may be able to resolve the issues. The holder has until (15 months) in which to do so. This refusal takes effect after that date.

⑤ 審査結果について ii)

The holder may respond in writing to this refusal, however, any response must be sent through an address for service in Australia.

Review

This provisional refusal will be reviewed if the holder:

- makes written submissions in support of the claim to protection of the trade mark in Australia; and/or
- submits evidence in support of the claim to protection of the trade mark in Australia, and/or
- applies for a hearing.

⑥ 再審査 iii)



1. CONFLICTING TRADE MARKS - SECTION 44

Grounds for rejecting this IRDA exist under the provisions of section 44 of the Trade Marks Act as this trade mark is substantially identical with, or deceptively similar to, the following trade marks, and is for similar goods:

The refusal applies to the following goods:

I have enclosed details of the trade marks mentioned above.

You may respond to this refusal by making submissions, providing evidence of use of the trade mark in Australia and/or by requesting a hearing. If you wish to respond in any of these ways, you **must** do so in writing and supply an address for service in Australia.

The evidence of use could show:

- * prior use, or
- * honest concurrent use, or
- * any other circumstances.

Before deciding whether to provide evidence you should consider the following:

- Evidence is usually in the form of a statutory declaration giving a history and indication of the extent of the use of your trade mark in Australia.
- Gathering and compilation of this material may be time-consuming and expensive
- The evidence you provide may still be insufficient to overcome the refusal.

for
REGISTRAR OF TRADE MARKS

Examiner's Telephone Contact:

⑦ 拒絶理由****

⑧ 拒絶対象となる指定商品または
役務の表示

⑨

⑩ 必要な証拠の形態

⑪ 証拠に関する注意事項

⑫ 審査官の署名および連絡先
電話番号

Trade Mark Application No:

2 of 10

- i) 表題：領域指定した国際登録の暫定的拒絶の通報。
この拒絶はマドプロ共通規則 17(1)～(3)に従って通報される。
- ii) 審査結果について：
 - 審査したが、権利付与できない。
 - 本拒絶通報に対する名義人の応答方法を以下に説明する。

- ・名義人は 15 ヶ月以内に拒絶を解消し、権利付与の決定を得なければならず、それを経過すると、拒絶となる。
- ・書面による応答に関して、豪州における名義人の届け出た住所を介して送付する。

iii) 再審査：名義人の以下の応答により、再審査される。

- ・拒絶理由を解消する意見書の提出。
- ・拒絶理由を解消する証拠の提出
- ・口頭審理の申請

iv) 拒絶理由

サンプルは相対的拒絶理由（豪州商標法第 44 条）に基づく内容（商標の抵触）であるが、絶対的拒絶理由に基づく拒絶理由（豪州商標法第 39 条～第 43 条、第 27 条、商標規則 4.3）も本欄に記載される。

なお、以下の項目は拒絶理由の内容により、その有無及び内容が異なる。

- ・拒絶対象となる指定商品または役務の表示。
- ・必要な証拠の形態。
- ・証拠に関する注意事項。

② 暫定的拒絶の通報への応答期間

1) 「(5) 審査 ①実体審査の概略」の欄で述べたとおり、暫定的拒絶の通報に対する応答期限は設定されず、IPA が権利保護付与の認容をするまでの期限（暫定的拒絶の通報の発行日から 15 ヶ月）が設定される。また、この期限は名義人の書面による請求により 6 ヶ月間の期限延長ができる（商標規則 17A.20）。

2) 暫定的拒絶の通報の発行日から「15 ヶ月」以内に、IPA が国際登録出願の権利保護付与の認容をしなければ、国際登録出願は、オーストラリアにおける権利保護の付与が拒絶され、失効する。

③ 現地代理人の必要性の有無

暫定的拒絶の通報に対する応答を、現地代理人を通じて実施する旨を明記した法律、規則はない。名義人は応答に当たり、IPA に対し名義人のオーストラリアにおける連絡先住所を届け出ることにより、この住所を介して書面にて IPA との暫定的拒絶に係るやり取りを実施すべきことが商標規則 17A.16(3)(b)に規定されている。オーストラリアに居住していないあるいは支店、営業所等の拠点をも有していない名義人については、現地代理人を選任し、現地代理人の住所を連絡先住所として届け出ることが一般的に行われている。

④ 国際登録出願名義人本人が現地代理人なしでできる手続

③の欄で述べたように、名義人は暫定的拒絶の通報に対する応答を自身で行うことが可能である。ただし、オーストラリアに居住していないあるいは支店、営業所等の拠点をも有していない名義人の場合は、実質的に現地代理人を選任し、その現地代理人の住所を IPA に届け出る手続が一般的に行われる。また、応答に際して、指定商品及び役務の一部減縮又は放棄は、国際事務局に対して手続を行う（マドリッドプロトコル共通規則 25(1)(a)）。なお、現地代理人によると、IPA に対して国内手続として直接実施することも可能とのことである。この手続は、名義人または名義人の選定した現地代理人を通じて実施できる。

なお、国際事務局に対する手続の様式は以下のとおりである。また、各手続は所定の手数料を支払う必要がある。

- 1) 商品及び役務の一覧表の減縮の記録請求書 = 様式MM6
- 2) 放棄の記録の請求書 = 様式MM7

⑤ 拒絶通報に対する応答及び拒絶確定までの概略

1) 暫定的拒絶の通報に対する応答の概要は以下のとおりである（商標規則 17A.17）。

- (a) IPA に対し名義人のオーストラリアにおける連絡先住所を届け出る。
届け出が行われていないと、暫定的拒絶の通報に応答したとき、IPA はこの応答を検討する義務を持たない。このことは拒絶の通報に記載されている（商標規則 17A.16(3)(b)）。
- (b) 拒絶の通報に記載されている拒絶理由に対する反論。
- (c) 必要に応じて反論を正当化するための証拠の提出。
- (d) 必要に応じて指定商品及び役務の一部を減縮又は放棄する。
この指定商品及び役務の変更手続は国際事務局に対して申請することができ、また、IPA に国内手続として直接手続することもできる（商標法第 64 条・現地代理人に確認済）。
- (e) 必要に応じて IPA に対してヒアリングを請求する。

2) 暫定的拒絶の通報が請求の一部拒絶である場合、名義人がこれに対して応答せず、また、連絡先住所を届け出ていなくても、15 ヶ月経過した時点で拒絶の対象でなかった請求範囲は保護付与が認容される。

3) 名義人の暫定的拒絶の通報に対する応答を受けた IPA の対応

IPA は名義人からの応答を検討し、また、名義人の請求に基づくヒアリングの結果を検討することにより、先の暫定的拒絶の通報に記載された拒絶理由を解消できない場合、あるいは新たな拒絶理由が発見された場合には再度暫定的拒絶の通報を名義人に対し通知する。なお、上記新たな拒絶理由を通知する場合、国際登録出願が IPA により受理されるまでの期限は、新たな拒絶理由の暫定的拒絶の通報の通知日から 15 ヶ月とする（商標規則 17A.18 および 20）。

4) 上記 1) 、3) のやり取りを繰り返したにも関わらず、拒絶理由の解消ができず、15 ヶ月の期限を過渡すると、国際登録出願は失効となり、権利付与の拒絶が決定する。この決定の通知は IPA から国際事務局を経て名義人に通知されると共に名義人に対しても書面で通知される。

(6) 拒絶理由解消後又は拒絶理由が存在しない場合の登録までの概略

暫定的拒絶の通報に記載された拒絶理由が解消され、又は暫定的拒絶の通報が無かった場合には、IPA にてオーストラリアにおける国際登録の保護付与が認容され、オーストラリアの商標公報にて公告される（商標規則 17A.25）。

上記公告された日から 3 ヶ月間、認容された国際登録商標に対して異議申立を請求することができる（商標規則 17A.29）。異議申立が期間内に請求されず、又は異議申立が不成立となった場合には、オーストラリアにおいて権利保護の付与が決定する（商標規則 17A.34）。なお、異議申立の結果、指定商品又は役務の一部について異議申立不成立と決定された場合は、当該一部の指定商品又は役務について権利保護の付与が決定する（商標規則 17A.34）。また、異議申立の成立によって国際登録商標の保護付与の拒絶が決定した場合には、その拒絶の決定に対して連邦裁判所に上訴することができる（商標規則 17A.35）。

(7) 登 録

① 登録簿

IPA において、国際登録のオーストラリアにおける保護付与の請求が認容され、公報にて公告された後、異議申立期間を経て保護付与が決定されると、IPA にて管理されている「国際登録記録」にその旨が登録される。また、当該決定を公報にて公告する（商標規則 17A.37）。

なお、「国際登録記録」は、IPA において閲覧することができ、その写しを入手することができる（商標規則 17A.67）。また、国際登録記録の抄本の写しを請求することもできる（商標規則・附則 9「手数料」項目 22）。

② 登録証書の発行

登録証明書は発行されない。なお、上記「国際登録記録」の抄本が登録証明書の機能を有すると思われ（商標法第211条）、名義人の請求により交付される。

(8) 登録後の注意事項

1) 商標の不使用¹²に基づく登録抹消

商標の不使用を理由に、国際登録記録からの抹消請求を受け、抹消請求が認められると、オーストラリアにおける国際登録商標の保護が停止される。（商標規則 17A.48）以下の場合、商標が登録されている商品及び役務の一部又は全部に関して、商標の不使用を理由として登録抹消請求を申請することができる。（商標規則

¹² 「MANUAL INDUSTRIAL PROPERTY Vol.1」オーストラリア編（AIPPI・JAPAN 発行）第 50 頁～第 51 頁「使用要件」の項を参照。

17A.48)

なお、不使用を理由とする抹消請求は国際登録日から 5 年間が経過するまで申請できない。

- (a) 商標権者が、国際登録日の時点で、不使用の申請に係わる商品及び／又は役務に関して、
 - (i) その商標をオーストラリアにおいて使用すること、又は
 - (ii) その商標をオーストラリアにおいて使用することを許諾すること、又は
 - (iii) その商標をオーストラリアにおいて法人に使用させるために、その法人に譲渡する、を実行する誠実な意思を有していなかったこと（使用意図の欠如）、かつ、商標権者が、不使用の申請がなされた日に終了する 1 ヶ月の期間より前の如何なる時期においても、それらの商品及び／又は役務に関して、
 - (iv) その商標をオーストラリアにおいて使用していなかった、又は
 - (v) その商標をオーストラリアにおいて誠実には使用していなかった

- (b) 不使用の申請がなされた日の 1 ヶ月前に終了する連続 3 年の期間において、商標が継続して登録されており、また、この期間中に、商標権者が不使用の申請に係わる商品及び／又は役務について、
 - (i) その商標をオーストラリアにおいて使用していなかった、又は
 - (ii) その商標をオーストラリアにおいて誠実には使用していなかった

2) 抹消請求の申請について¹³

抹消請求は IPA に提出する。請求は利害関係人で有る必要はなく、何人も請求が可能である。なお、オーストラリアに居住しておらず、また事業活動もしていない抹消請求申請人の場合、IPA より手続費用の保証金を要求されることがある。

また、対象商標権に関する訴訟が裁判所に係属している場合には請求できないが利害関係人は、IPA に対して、商標の抹消命令を裁判所が直接行うよう申請することができる。抹消請求が提出されたことはオーストラリアの商標公報に公告される。

¹³ 「MANUAL INDUSTRIAL PROPERTY Vol.1」 オーストラリア編 (AIPPI・JAPAN 発行) 第 50 頁~第 51 頁「使用要件」の項を参照。

3) 抹消請求に対する応答¹⁴

商標権者は、抹消請求に対して異議申立を提出することができる。抹消請求の申請の公告日より 3 ヶ月以内に異議申立を提出しなければならない。なお、異議申立の提出先は IPA または連邦裁判所である。

(a) 商標の使用意図の欠如に対して、商標権者は国際登録日の時点で誠実な使用意思があったことを記載した宣誓書を提出するだけでよい。基本的に誠実な使用意思に関する立証責任は抹消請求の申請側にある。

(b) 商標の不使用に関する抹消請求に対する異議申立について、商標権者は商標権の使用を立証する責任を有する。なお、以下は商標権者の使用とみなせる。

- * 実施許諾による第三者の使用
- * 輸出される商品又は役務に関する商標の使用
- * 商標の識別性に実質的に影響しないよう追加若しくは変更して商標を使用すること
- * 商標の不使用について、商標の使用に対する障害、例えば、商品の販売に際して事前に許認可を得る必要があつて、それが商標の使用を妨げていたとき

(c) 異議申立を考慮した抹消請求に対する IPA の抹消の決定について、商標権者は連邦裁判所に上訴することができる。

4) 抹消による停止の発生する時期

抹消の効力は国際登録記録から抹消された日から有効となる。したがって過去の国際登録記録に記載されていた期間の登録は有効なままである。

(9) 異議

権利保護付与の認容後、その認容の公告日から 3 ヶ月間の異議申立期間が設定される。この期間において、何人も保護の付与に対して異議申立を請求することができる（商標規則 17A.29）。なお、オーストラリアに居住しておらず、事業活動もしていない異議申立人は、IPA より異議申立の手続費用に関して保証金を請求されることがある。IPA は、異議申立人が保証金の請求に対して支払に応じな

¹⁴ 「MANUAL INDUSTRIAL PROPERTY Vol.1」 オーストラリア編（AIPPI・JAPAN 発行）第 51 頁～第 52 頁「無効及び取消」の項を参照。

かったとき、異議申立を却下することができる（商標規則 17A.73）。

異議申立の理由は以下のとおりである。

- 1) 絶対的拒絶理由：商標が出願人の商品又は役務の識別ができない。
- 2) 相対的拒絶理由：商標が先行登録商標又は係属中の先行商標出願と同一又は類似する。
- 3) 法律に反する使用：商標の登録が法律に反するものとなる。
- 4) 悪意の有無：出願人が誠実な意図なしに登録を申請した。
- 5) 所有者適格：出願人が商標の所有者でない。又は、異議申立人が類似の商標を先に使用していた。
- 6) 使用の意図の欠如：出願人が商標を使用する意思がない、あるいは他者に使用を承認し、又は譲渡する意図がない。
- 7) 混同または欺瞞：競合者が確立した名声の結果、商標の使用により欺瞞又は混同を生ずるおそれがある。
- 8) 偽地理的表示：商標が地理的表示を含んでおり、地理的表示のおよぶ商品と類似の商品にも使用されるが、かかる類似の商品が関連する地域を出所としないもの。

(a) 異議申立期間は、1 回限り、3 ヶ月以内の期間延長を申請することができる。

(b) 異議申立は、IPA に提出する。

提出時点では、異議申立人は異議理由を立証する証拠を提出する必要はない。異議申立書提出後、IPA は異議申立人に対して証拠を提出するための最初の 3 ヶ月の期間を与える。証拠は 3 ヶ月が経過する前に出願人に提出する必要がある。当該証拠を受領した出願人は答弁証拠を提出するための期間として 3 ヶ月が与えられる。

(c) 出願人より答弁証拠を受け取った異議申立人は、弁駁証拠を提出するための猶予期間として 3 ヶ月が与えられる。

(d) 上記 (b)、(c) の証拠提出段階が終了してから 1 ヶ月間、両当事者が取り得る措置は以下のとおりである。

* IPA に口頭説明を行うためのヒアリングを請求する。ヒアリングは IPA での面談、ビデオ会議または電話の形式で行うことができる。

- * 提出した証拠を裏付ける法的意見書を提出する。
- * さらなる措置をとらず、これまで提出された証拠を基になされる異議決定を待つ。
- * 一方の当事者のみがヒアリングを請求した場合、他方の当事者が欠席した状態でヒアリングが進められる。ただし、他方の当事者はヒアリング期日経過前であれば手数料を支払い、ヒアリングへの出席を請求できる。
- * ヒアリングの請求がなかった場合には、いかなる書類も 1 ヶ月以内に IPA に提出しなければならない。
- * 異議の最終決定は、ヒアリングがあった場合、ヒアリングの日からおよそ 5～6 ヶ月後になされる。また、ヒアリングが請求されなかった場合、書面提出期限から 3～4 ヶ月以内になされる。

(e) 異議手続の停止

異議申立の当事者が対象の商標について和解交渉をしており、交渉の結果がでるまで異議申立手続を中断したい場合には、IPA は 6 ヶ月から 12 ヶ月までの期間、手続の一時停止をすることができる。

(f) 上 訴

異議決定に対して連邦裁判所に上訴することができる。上訴の提起は IPA による異議決定の日から 21 日以内に提出しなければならない。

(10) 上 訴

国際登録のオーストラリアへの領域指定からオーストラリアにて権利保護の付与が決定されるまでの審査の流れの中で、以下の時点において、名義人は上訴を提起することができる。

- 1) 暫定的拒絶の通報に基づき、通報日から 15 ヶ月以内に、国際登録の保護付与の認容が拒絶された場合、拒絶決定の日から 21 日以内に連邦裁判所に上訴を提起できる（商標規則 17A.26）。
- 2) 異議申立の成立に基づき、異議申立決定の日から 21 日以内に連邦裁判所に上訴を提起できる（商標規則 17A.35）。

(11) 権利行使

① 権利の発生時期、条件

国内商標権は、出願日（優先日）から起算して 10 年間有効であり、さらに、10

年を単位として無限に更新できる。ただし、効力の発生は登録日から生じる（商標規則 7.2）。

マドリッド協定議定書に基づく国際登録は、国際登録日から 10 年間有効であり、更に 10 年を単位として繰り返し更新が可能である。効力の発生は国際登録日又は領域指定請求の記録日から生ずる（マドリッド協定議定書第 4 条(1)(a)、商標規則 17A.4）。

【オーストラリアにおける商標権を侵害する行為】

1) 商標権に実質的に同一又は欺瞞的に類似する標識を、当該商標権の指定商品又は役務について、商標として使用する行為（商標法第 120 条(1)）。

2) 商標権に実質的に同一又は欺瞞的に類似する標識を、当該商標権の指定商品又は役務に類似又は密接に関連し、かつ欺瞞又は混同のおそれがある商品又は役務について、商標として使用する行為（商標法第 120 条(2)）。

3) 商標権の対象となる商品に関する次のいずれかの行為は、商標権者又は実施権限を有する実施許諾者が、商品又はその包装に当該行為を禁止する通告を付していた場合は侵害を構成する（商標法第 121 条）。

- (a) 商品が最初に公衆に提供された状態、条件、体裁若しくは包装が変更された後に、商標権の対象である商品に商標を付す行為。
- (b) 商標権の対象である商品に付された商標の表示を、変更又は部分的な除去若しくは抹消する行為。
- (c) 商標権の対象である商品に対する、商標権者又は実施許諾者が当該商品を扱ったことを表示する他の事項と共に商標が付された場合、当該他の事項を全部除去又は抹消せず、当該商標の表示（全部又は一部）を除去または抹消する行為。
- (d) 商標権の対象である商品の物理的關係において、別の商標を付す、又は別の商標を使用する行為。
- (e) 商標権の商品に物理的關係によって当該商標が付された場合に、その商品又は包装若しくは容器に、その商標の名声を害するおそれのある事項を使用する行為。

【オーストラリアにおける商標権の侵害とならない行為】。

- 1) ある者の氏名、ある者のビジネスの所在地の名前の善意の使用。
- 2) 商品又は役務の種類、品質、数量、使用目的、価値、地理的出所またはその

他の特徴を示す標識の善意の使用。

3) 比較広告の目的のための商標の使用。

4) 商標法に基づいて認められる商標の使用権の行使、例えば、自身の商標権の使用。

5) 商標登録出願をした場合、かかる者自身の名義で商標が得られるであろうことを裁判所に確信させることができる場合。

6) 商標が商標権者の同意を得て商品に付された場合。例えば並行輸入の場合。

7) 登録簿に記入された制限又は条件により、侵害者の商標の使用態様が商標権の侵害とはならない場合

② 侵害訴訟の提起（差止請求・損害賠償）

【民事措置】

商標権の侵害行為に対する民事訴訟は、通常オーストラリアの連邦裁判所で受け付けられる。連邦裁判所は侵害手続において、以下の救済措置を認めることができる（商標法第 126 条）。

(a) 差止命令。

(b) 原告の選択により、損害賠償または利益の返還。

(c) 廃棄のための侵害製品の配送。

【刑事措置】

オーストラリアでは、商標の侵害を取り扱う刑事訴訟がある。次の行為は、罰金、2 年以下の懲役、又は罰金及び懲役の両方である。

1) 登録商標の変造または不法に除去する行為。

「変造」とは、商標権者の承認を得ておらず、さらに法律、IPA の指示若しくは裁判所の命令による要求または認可なしに、商標の変更若しくは外観の毀損、追加、又は部分的な除去、消去若しくは抹消を意味する。また、「不法に除去する」とは、商標権者の承認を得ておらず、さらに法律、IPA の指示若しくは裁判所の命令による要求又は認可なしに、商標全体の除去、消去若しくは抹消することを意味する。

2) 登録商標を商品若しくは役務に不正に付す行為。

3) 登録商標を侵害する商品の販売、販売のための侵害商品の展示、取引若しくは製造目的で侵害商品を所持する、又は取引若しくは製造目的でオーストラリアに侵害商品を輸入する行為。

4) 上記 1) ～3) のいずれかを幫助する行為。

【国境措置】

商標権者は、税関局長に対して、商標権を侵害する商品を通知した日以後、輸入に対して異議通知を提出することができる。当該通知には、IPA が証明する商標権の詳細内容の写しを添付しなければならない。この通知が提出された場合、オーストラリアに輸入された商品は税関検査の対象となり、輸入商品に付された標識が当該通知された商標と実質的に同一又は欺瞞が生じる程度まで類似していると税関当局が判断すると、税関当局は当該商品を押収することができる。なお、押収の条件として通知者に保証金を請求することがある。押収者は押収された商品の所有者（輸入者）の住所及び氏名が通報された後、10 営業日以内に侵害訴訟を提起し、その旨を税関当局に通知しなければならない。通知をしなければ、押収商品は所有者に返還される。

侵害訴訟が提起された日から 20 日以内に、押収商品の返還を妨げる有効な裁判所命令が行われない限り、商品は所有者に返還される。

税関当局は、商品が商標侵害訴訟から見て押収されるおそれがあると推測すれば、オーストラリアへの商品の輸入者又は代理人に対して、その商品に関して所持する書類を 10 営業日以内に提供するよう要求することができ、さらに、オーストラリアに向けて商品を委託した者の住所及び氏名、並びにオーストラリア国内で商品を受託した者の住所及び氏名に関する情報を提出するよう要求することができる。当該要求に故意に従わない場合、又は無視した場合には刑事犯罪を構成することになり、6 ヶ月以下の禁固刑の対象となる。

(12) 議定書に基づく国際登録に特有な制度の取扱

① セントラル・アタックによる国内出願への変更

セントラル・アタックにより国際登録が取消しとなった場合、当該国際登録に登録された商品又は役務の一部又は全部について、オーストラリアの国内出願に変更することができる（商標規則 17A.51、52）。

- 1) 変更国内出願の条件は以下のとおり。
 - (a) 国際登録の取消日から 3 ヶ月以内に変更出願を行った場合。
 - (b) 国際登録の名義人が IPA に対して変更国内出願を行った場合。
 - (c) 変更国内出願の指定商品及び役務が、取消しとなった国際登録の指定商品及び役務のリストに含まれている。

2) 変更国内出願の出願日は、取消しとなった国際登録の国際登録日又は取消しとなった国際登録が事後指定によるもの場合は領域指定が国際登録簿に記録された日。

3) オーストラリアで保護されていた国際登録の変更国内出願は、方式審査のみ実施され、登録される。手続手数料は不要である¹⁵。

4) オーストラリアに保護を求めている国際登録の変更国内出願は、審査が継続される。なお、変更手続に要する手数料は不要である。

② 代替

国際登録の、国内登録又は広域登録の代替は、国内登録又は広域登録の対象である商標が国際登録の対象でもあり、かつ、その名義人が国際登録の名義人と同一である場合には、当該国際登録は、当該国内登録又は広域登録により生ずるすべての権利を害することなく、当該国内登録又は広域登録に代替することができる。代替の請求を受領する条件は、マドリッド協定議定書第4条の2(i)～(iii)に記載した条件に加えて、

- (a) 国内登録の対象である全ての商品及び役務が国際登録の対象である。
- (b) 国際登録がオーストラリアにおいて権利保護の付与が決定していることが必要である。

1) 代替の手続

商標権者が連邦知財局に対して代替請求することにより手続が行われ、オーストラリアの登録簿にその旨記載される。国際事務局に対する通知はIPAにより行われる（商標規則17A.54(4)、(5)）。なお、代替請求の手続は無料である。

2) 代替による効力の発生

国内登録又は広域登録の対象である全ての商品及び役務に関する国際登録による保護の効力発生日は、国内登録又は広域登録の登録日である（商標規則17A.54(2)）。

3) 代替の手続登録後も、国際登録商標と国内登録商標とは共存する¹⁶。

¹⁵ WIPO HOME→IP Services→Trademark(Madrid System)→about members→Information concerning National or Regional Procedures Before IP Offices under Madrid System→AU「Miscellaneous」→「Transformation」の項を参照。

¹⁶ WIPO HOME→IP SERVICE→Trademarks(Madrid System)→About Members→Survey of Office Practices on Replacement→replies to the Questionnaire on Replacement(代替に関するアンケートの回答)・オーストラリア回答・第6頁の質問Ⅲの6.に対する回答を参照。

(13) 議定書に関する宣言

① 手数料（個別手数料の宣言の有無）

オーストラリアでは、個別手数料の徴収を宣言している。

出願において、指定商品及び役務 1 類毎に 343 スイスフラン。更新の場合は、1 類毎に 278 スイスフランである。

② 暫定拒絶通報期間（18 ヶ月）に関する宣言

宣言あり。従って、領域指定通知を受領した日から 18 ヶ月以内に保護付与の拒絶を国際事務局に通報しなければならない。ただし、同期間の経過前に IPA から以下の通知が国際事務局に通知されている場合を除く。

- 1) 暫定的拒絶の通報または権利保護付与の拒絶通報
- 2) 18 ヶ月の期間経過後に異議申立が行われる可能性がある旨の通報

③ ライセンスに関する宣言

宣言あり。オーストラリアの国内法ではライセンスに関する登録を定めておらず、国際登録簿に記録されているライセンスの記録が効力を有しない旨国際事務局に通報している（マドリッド共通規則第 20(6)(a)）。

(14) オーストラリアに特徴的な制度

1) 先願主義。

2) 商標として登録可能なカテゴリー：「色彩又は色彩の組合せ」、「音響」、「香り」、「スローガン」は商標として登録できる。

3) 早期審査：名義人は早期審査の請求ができる。

4) 暫定的拒絶の通報の対応：暫定的拒絶の通報に対する応答期限は設定されず、通報日から 15 ヶ月の期限が設定され、この期間内に国際登録の保護付与が認容されなければならない。

5) 国際登録の保護認容の受理延期請求：国際登録の保護認容の受理を審査している期間において、名義人より保護認容の受理延期を請求することができる。

6) 保護付与の認容の公告：保護付与が認容されると、オーストラリアの商標公報に公告される。

7) 異議申立の時期：異議申立は、国際登録の保護付与の認容がなされた後に設定されている。保護付与の認容の公告日から 3 ヶ月の期間が異議申立の期限として設定される。

8) 権利保護付与の決定の公告：権利保護付与の決定は、IPA の審査に関する最終決定であり、オーストラリアの商標公報に公告される。

9) 上訴：保護付与の拒絶及び異議申立に対する不服申立は連邦裁判所への上訴となる。

10) 国際登録記録：オーストラリアにおける国際登録の登録簿に相当する記録。IPA にて管理されており、マドリッド協定議定書に基づく国際登録について、閲覧及び抄本の写しの請求ができる。

11) 名義人のオーストラリアにおける手続に関する通知宛先の届出：暫定的拒絶の通報に対する応答あるいは異議申立手続に際して、在外者である国際登録の名義人は連邦知財局に対してオーストラリアにおける通知等の送達宛先を届出なければならない。

(15) IP Australia のウェブサイト等からの入手可能な情報

① 商標検索システム

参照アドレス：

http://pericles.ipaustralia.gov.au/atmoss/falcon.application_start

検索手順：

手順 1： IP Australia トップページ (http://www.ipaustralia.gov.au/) の画面上段の「TRADE MARKS」「Services」の「Search」をクリック。

Australian Government
IP Australia

Search Website Go

Are you an inventor? Search Databases

ABOUT US | WHAT IS INTELLECTUAL PROPERTY ? | PATENTS | TRADE MARKS | DESIGNS | PBR | BUSINESS STRATEGIES | RESOURCES

TM HEADSTART
A service designed for first time TM filers...

LATEST NEWS
Helping your business take off overseas

FEATURED TOPIC
Dream Shield - Indigenous business resources

NEWS

- > Expansion of the Patent Prosecution Highway Program
- > Resumption of services - Brisbane
- > Online Services
- > Smart Start Events
- > Job Opportunities
- > IP Mailing Lists
- > IP Media Centre
- > International
- > Contact us

PATENTS	TRADE MARKS	DESIGNS	PLANT BREEDER'S RIGHTS
<ul style="list-style-type: none"> > What is a Patent? > Before You Apply > Forms & Publications > Fees 	<ul style="list-style-type: none"> > What is a Trade Mark? > Before You Apply > Forms & Publications > Fees 	<ul style="list-style-type: none"> > What is a Design? > Before You Apply > Forms & Publications > Fees 	<ul style="list-style-type: none"> > What is a PBR? > Before You Apply > Forms & Publications > Fees
<p>Services</p> <ul style="list-style-type: none"> > Search > Apply > Journals 	<p>Services</p> <ul style="list-style-type: none"> > Search > Apply > Journals 	<p>Services</p> <ul style="list-style-type: none"> > Search > Apply > Journals 	<p>Services</p> <ul style="list-style-type: none"> > Search > Apply > Journals

ここをクリック

© Commonwealth of Australia, 2010
Site Map | Contact Us | Give us your feedback | Customer Service Charter | Disclaimer | Privacy Statement | About this Site
IP Media Centre

手順 2 :

商標データベース検索のページ

(http://www.ipaustralia.gov.au/trademarks/search_index.shtml) の

「ATMOSS – The Australian Trade Marks Online Search System」をクリック

ABOUT US WHAT IS INTELLECTUAL PROPERTY? PATENTS TRADE MARKS DESIGNS PBR BUSINESS STRATEGIES RESOURCES

Home > Trade Marks > Search
Trade Marks

Search our trade marks databases

IP Australia provides useful services to our clients, such as free access to our databases over the Internet.

Important: Please read our [Disclaimer](#) regarding use of IP Australia's database services.

We recommend that you obtain professional advice before significant business decisions are made based on published trade mark documents, or if assistance is needed in searching Australian or worldwide trade mark documentation or in interpreting the results of trade mark searches.

- ▶ **ATMOSS - The Australian Trade Marks Online Search System**
- ▶ Trade Marks Mainframe
- ▶ Business Names Applicant Search Service
- ▶ TM Headstart

Tips on using IP Australia's online search facility to keep track of due dates.

Australian trade mark databases

Trade mark applicants are able to search for similar trade marks, basic trade mark details and an image of the trade mark if applicable.

There are 3 main trade mark enquiry facilities available. These facilities enable you to access trade marks databases for information about trade mark applications and registered trade marks.

1. **The Australian Trade Marks Online Search System (ATMOSS)**

ATMOSS allows you to conduct searches using a range of criteria. It is designed to help trade mark applicants to search for similar trade marks, providing all the most important details of trade marks in our database, including words and images, owner details and goods and services claimed. Online help is available.

ATMOSS Search Tools

IP SITE SEARCH

 ▶ Search Databases
 ▶ IP mailing lists
 IP AUSTRALIA QUICK LINKS

TRADE MARKS
 ▶ What is a trade mark?
 ▶ Before you apply
 ▶ TM Headstart
 ▶ The application process
 ▶ Maintaining your registered trade mark
 ▶ International trade marks
 ▶ Frequently asked questions
 ▶ Fees
 ▶ Registration/Renewal Online Payment
 ▶ Case Studies
 ▶ Forms & publications
 ▶ Search databases

手順 3 :
 Australian Trade Mark On-line Search System ページの「Enter as Guest」をクリック

IP Australia

Search
 Refine Search
 Search Results
 Trade Mark Details
 My List
 Search List
 Customise
 Goods/Services
 Search Tools
 Apply Online
 End Session
 Help

Logon

Welcome to ATMOSS

Australian Trade Mark On-line Search System

Enter a Name and Password of your choosing to allow you to retrieve your search results and selected trade marks in future sessions.

Name **Password**

Enter as a Guest if you do not need to retain your search results and selected trade marks for future sessions.

「Enter as Guest」をクリック →

This site is best viewed with a screen resolution of 1024 x 768.

Connecting to ATMOSS involves the use of cookie technology. Please ensure you have cookies enabled on your computer or ATMOSS may not work properly. See the enable cookies section in Trouble Shooting for instructions. Please also make sure your computer's cache is set to refresh EVERY page, every time you view it.

The last Trade Mark to be lodged was 1404963 on 20-JAN-11
 The last Trade Mark to be indexed was 1404747 on 19-JAN-11

Logging on to ATMOSS allows you to retrieve your search results and selected trade marks in future ATMOSS sessions. Search results and your selected trade mark list will expire 20 days after they are last used. Your Name and Password should only use alphanumeric characters, starting with a letter.

手順 4 :

商標検索のページ

検索項目は以下の通り。

1) **Word/Image** : キーワード及び画像

キーワード及び画像の種類、「1) **Exact word** (キーワードと同一の語)」、「2) **Word prefix** (キーワード+所定の接頭語形式の語)」、「3) **Part word** (キーワードを含む語)」、「4) **Word suffix** (キーワード+所定の接尾語形式の語)」、「5) **Phonetic Word** (発音が類似している語ⁱ⁾)」、「6) **Exact image** (正確な画像)」、「7) **Part image** (画像の一部)」、「8) **Fuzzy word** (キーワードとスペルが類似している語ⁱⁱ⁾)」、「9) **Word stem** (派生語)、及び「**And** (を含む)」、「**or** (または)」、「**And Not** (含まない)」の選択可。

※i) 例 : キーワード“**Smith**”で検索した場合、検索結果に“**Smythe**”、“**Smit**”も含まれる。

ii) 例 : キーワード“**read**”で検索した場合、検索結果に“**lead**”、“**real**”も含まれる。

2) **Class/es** : 国際分類番号 (1~45)

「**Associate** (関連する分類を含む)」、「**Single** (該当する分類のみ)」の選択可。

3) **Trade Mark Status** : 商標の状況

「**Pending and Registered** (係属中および登録)」、「**Pending**、**Registered and Refused** (係属中、登録および拒絶)」、「**Pending** (係属中)」、「**Registered** (登録)」、「**Refused** (拒絶)」、「**Removed** (取消)」、「**Never Registered** (最終拒絶)」、「**All** (すべて)」の選択可。

4) **TM number range** : 商標番号の範囲

「**Greater Than** (検索番号よりも大きい)」、「**Less Than** (検索番号よりも小さい)」、「**Equal To** (検索番号と同一)」、「**From** (検索番号以降)」の選択可。

5) **TM Number List** : 商標番号リスト

連続していない複数の商標番号によって検索することが可能。

ここでは、キーワード「**beer**」、「3) **Part word**」、「**Pending and Registered**」で検索。

手順 5 :

検索結果の表示ページ

- ① 数字 : 結果の通し番号
- ② TM Number: 登録番号または出願番号
- ③ Words/Image Phrase : 検索キーワードに該当する語句/画像の表現
- ④ Class : 国際分類番号
- ⑤ Status : 商標の状況

該当する「TM Number」をクリックすると、詳細が見られる。また画像をクリックすると該当する商標の画像を拡大して見ることができる。

IR	TM Number	Words/Image Phrase	Class	Status
1.	101935	EMU LAGER BEER	32	Registered Registered/Protected
2.	112921	THE SOUTH AUSTRALIAN BREWING COY. LTD. BITTER BEER	32	Registered Registered/Protected

手順 6 :

各商標の詳細情報の表示のページ

- 1) Word : 商標の名称
- 2) Image : 商標見本
- 3) Lodgement Date : 出願日
- 4) Convention Details : 優先権出願の詳細 (優先日 / 出願番号 / 出願国)
- 5) Registered From : 登録日
- 6) Date of Acceptance : 出願受理日
- 7) Acceptance Advertised : 出願受理公告日
- 8) Registration Advertised : 登録公告日
- 9) Entered on Register : 登録簿記録日
- 10) Renewal Due : 更新期限
- 11) Class/es : 国際分類番号
- 12) Status : 商標の状況
- 13) Kind : 商標の種類
- 14) Type of Mark : 商標の形態
- 15) Owner/s : 商標所有者 (名義人 / 住所)
- 16) Address for Service : 送達先の宛名 (送達先 / 住所)
- 17) Goods & Services : 商品および役務
- 18) History : 出願経過
(「History」をクリックすると出願経過に関する画面が表示される。)
- 19) Opposition : 異議申立
(「Opposition」をクリックすると異議申立に関する画面が表示される。)
- 20) Indexing Details – Word Constituents : 商標の名称の詳細
- 21) Indexing Details – Image Constituents : 商標見本の詳細

Trade Mark Details - Full

Trade Mark : 101939

Word: EMU LAGER BEER
 Image: BRANCHES IN ELLIPSE SHAPED ANNULUS BIRD,EMU
 Lodgement Date: 24-MAR-1950
 Registered From: 24-MAR-1950
 Renewal Due: 24-MAR-2016
 Class/es: 32
 Status: Registered/Protected
 Kind: n/a
 Type of Mark: Composite

Owner/s: The Swan Brewery Company Pty Ltd
 ACN: 009065267
 Level 7
 68 York Street
 SYDNEY NSW 2000
 AUSTRALIA

Address for Service: HALLESONS STEPHEN JAQUES
 Governor Phillip Tower
 1 Farrer Place
 SYDNEY NSW 2000
 AUSTRALIA

Goods & Services
 Class: 32 Lager beer

History
 Opposition

Indexing Details - Word
 BEER
 LAGER

Indexing Details - Image
 ANNULUS
 BIRD,EMU

出願経過に関する画面を表示する場合「History」をクリック
 異議申立に関する画面を表示する場合「Opposition」をクリック

※出願経過に関する画面

Trade Mark History: 745157		
Amendment Date	Comment	Type
01-JUN-2000	Applications Refused	Advert
01-JUN-2000	Refused Acceptance after Opposition	Advert
12-MAY-2000	Refuse Application	Update
14-APR-2000	Return to Sender	Correspondence
06-APR-2000	Return to Sender	Correspondence
24-SEP-1999	Return to Sender	Correspondence
11-JUN-1999	Return to Sender	Correspondence
28-MAY-1999	Stat Dec.	Correspondence
14-APR-1999	Return to Sender	Correspondence
18-MAR-1999	Return to Sender	Correspondence
04-MAR-1999	Stat Dec.	Correspondence
04-MAR-1999	Extension Opp.	Correspondence
15-JAN-1999	Return to Sender	Correspondence
21-DEC-1998	Return to Sender	Correspondence
04-DEC-1998	Extension Opp.	Correspondence
12-OCT-1998	Return to Sender	Correspondence
18-SEP-1998	Return to Sender	Correspondence
04-SEP-1998	Extension Opp.	Correspondence
02-JUL-1998	Notice of Opposition Lodged	Advert
15-JUN-1998	Under Opposition	Update
05-JUN-1998	Notice of Opp.	Correspondence
05-MAR-1998	Accepted Applications for Registration of Trade Mark	Advert
16-FEB-1998	Clear Report - Approved	Report No. 1
16-FEB-1998	Clear Examination report approved	Update
23-OCT-1997	Applications Filed	Advert
14-OCT-1997	Amend Status from Indexed	Update
10-OCT-1997	Amend Status from Filed - Approved	Update
08-OCT-1997	Approve Filing	Update

※異議申立に関する画面

- ・異議申立がある場合：異議申立に関する詳細（異議申立人等）が表示される。

Opposition Details	
TM Number 745157	
OPPOSITION	
Acceptance Advertised: 05-MAR-1998	
Applicant:	Bath & Bodyworks Pty Ltd ACN: 059374695
Address for Service:	Bath & Bodyworks Pty Ltd ACN: 059374695
Opponent:	DEMART PRO ARTE B.V.
Address for Service:	SPRUSON & FERGUSON
Status:	Finalised
Notice of Opposition	Due: 05-JUN-1998 Lodged: 05-JUN-1998

- ・異議申立がない場合

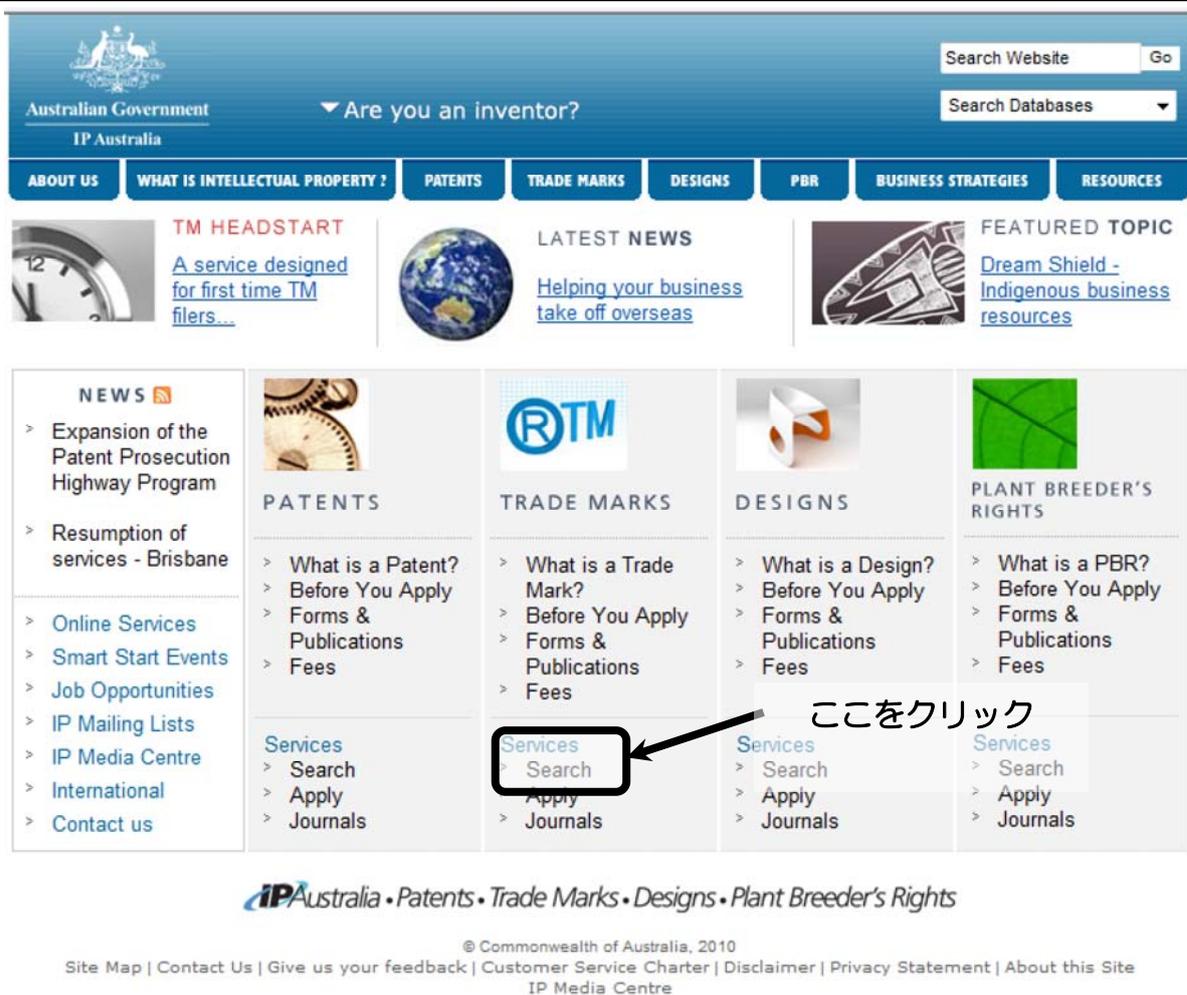
Opposition Details
TM Number 1187616 has no Oppositions

② オーストラリアにおいて有効な指定商品・役務名を確認するサイト

参照アドレス：<http://xeno.ipaustralia.gov.au/tmgoods.htm>

検索手順：

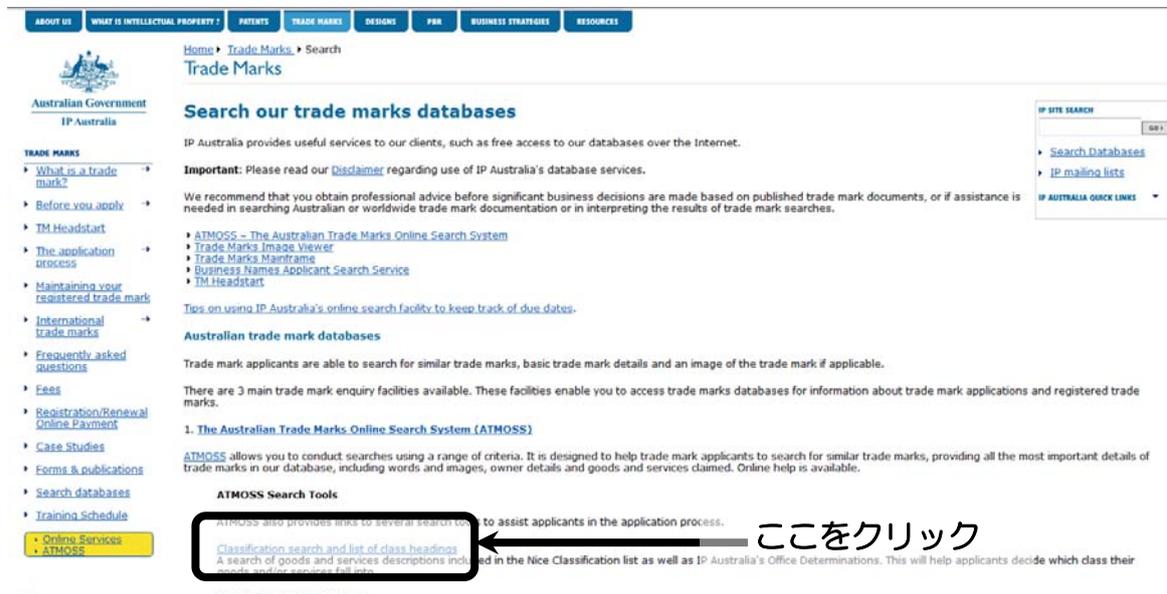
手順 1：
IP Australia トップページ (<http://www.ipaustralia.gov.au/index.html>) の画面真ん中下の「TRADE MARKS」「Services」の「Search」をクリック。



手順 2：

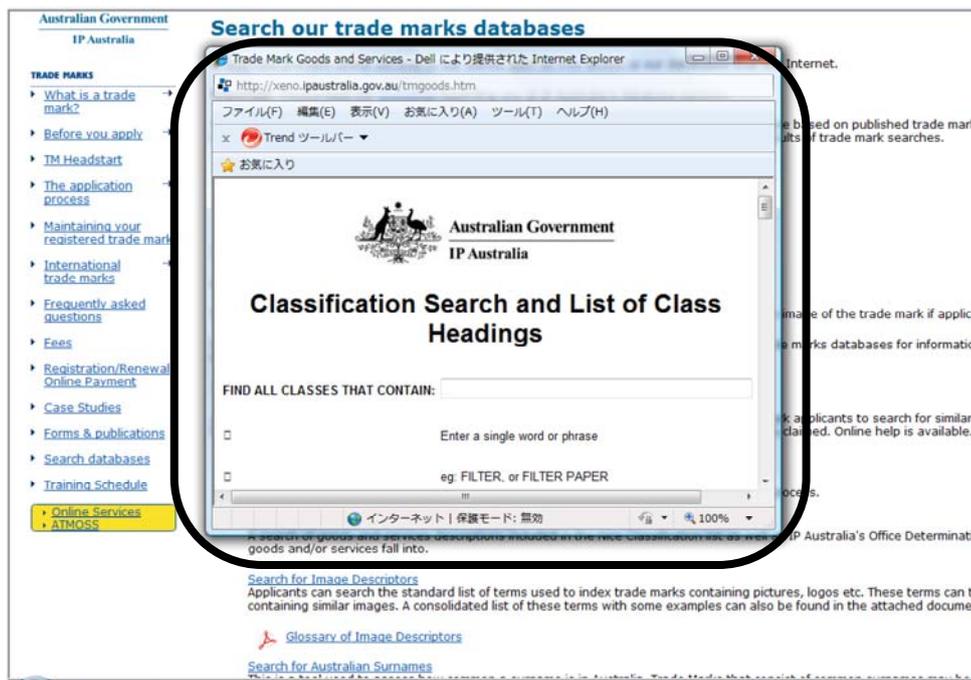
商標データベース検索のページ

(http://www.ipaustralia.gov.au/trademarks/search_index.shtml) の「ATMOSS Search Tools」の「classification search and List of classheadings」をクリック



手順 3 :

画面上に「Classification Search and List of Class Headings」の画面 (<http://xeno.ipaustralia.gov.au/tmgoods.htm>) が表示される。



手順 4 :

新たに表示された「Classification Search and List of Class Headings」の画面に切り替える。

商品及び役務の分類一覧を表示する場合は、画面を下にスクロールさせる。
また、商品及び役務名での検索も可能（この場合は、手順 6 へ）



Australian Government
IP Australia

Classification Search and List of Class Headings

FIND ALL CLASSES THAT CONTAIN:

Enter a single word or phrase

eg. FILTER, or FILTER PAPER

Searching Tips
The search is a PART WORD search. For example, if you search for 'manag' you will return hits for management, managed, managing etc.
You can use the term OR to locate occurrences of two or more terms via the same search, for example:
musical OR entertainment
adhesives OR glue OR paste

Goods and Services are divided into 45 classes. Below is a list that contains a general indication of the types of items that fall in each class, but please note that it is indicative only. You should use the classification search to perform a comprehensive search for your goods and/or services.

Additional Help
If after using the Classification Search and consulting the list below, you are unsure of the correct class for your goods and/or services, please contact Customer Support Centre Helpline during business hours on 1300 65 10 10 or email assist@ipaustralia.gov.au

CLASSES OF GOODS

↓ 画面を下にスクロール

手順 5 : 商品及び役務の分類一覧表示のページ



CLASSES OF GOODS

↓ 手順 4 の画面からの続き

CLASS 1:
Chemicals used in industry, science and photography, as well as in agriculture, horticulture and forestry; unprocessed artificial resins; plastics; manures; fire extinguishing compositions; tempering and soldering preparations; chemical substances for preserving foodstuffs; adhesives used in industry.

CLASS 2:
Paints, varnishes, lacquers; preservatives against rust and against deterioration of wood; colorants; mordants; raw natural resins in solid form for painters, decorators, printers and artists.

CLASS 3:
Bleaching preparations and other substances for laundry use; cleaning, polishing, scouring and abrasive preparations; soaps; perfumery, essential oils, cosmetics, hair lotions; dentifrices.

CLASS 4:
Industrial oils and greases; lubricants; dust absorbing, wetting and binding compositions; fuels (including motor spirit) and illuminants for lighting.

CLASS 5:
Pharmaceutical and veterinary preparations; sanitary preparations for medical purposes; dietetic substances adapted for medical use, foodstuffs for medical purposes; plasters, materials for dressings; material for stopping teeth, dental wax; disinfectants; preparations for destroying vermin; fungicides, insecticides.

CLASS 6:
Common metals and their alloys; metal building materials; transportable buildings of metal; materials of metal for railway tracks; non-ferrous metal wires of common metal; ironmongery, small items of metal hardware; pipes and tubes of metal; safes; goods of common metal not included in other classes; ores.

手順 6 :

キーワード検索を行う場合、「Classification Search and List of Class Headings」の画面の「FIND ALL CLASSES THAT CONTAIN:」にキーワード入力し、「OK」のボタンをクリックする。

ここでは、キーワード「beer」で検索。

Australian Government
IP Australia

Classification Search and List of Class Headings

FIND ALL CLASSES THAT CONTAIN

Enter a single word or phrase

eg: FILTER, or FILTER PAPER

Searching Tips
The search is a PART WORD search. For example, if you search for 'manag' you will return hits for management, managed, managing etc.
You can use the term OR to locate occurrences of two or more terms via the same search, for example:

手順 7 :

検索結果表示画面①

更に当該分類の詳細を見る場合は、希望する分類番号をクリック。

例えば、「Class 01」を見たい場合は、「Class 01」の部分をクリック

Trade Marks Goods and Services

Home

Search For

Search Results
Your search for "beer*" found 44 hits in 13 class(es).

Sort By: Class - Results 1 to 13 of 13

1. Class 01	4 hits
Beer preserving agents	
Beer-clarifying and preserving agents	
Fining agents for beer	
Preparations for use in the production of beer (preserving agents)	
2. Class 02	1 hits
Colorants for beer	

手順 8 :

検索結果表示画面②

該当する分類のさらなる詳細が表示される。

[View](#) | [Download](#)

[Previous document](#) | [Next document](#)



Class 01

Search Terms: BEER*

Absorbent granules of synthetic materials for liquids
Absorbent graphite
Absorbents (synthetic materials)
Absorbents (synthetic materials) for soaking up liquids
Absorbents derived from silica
Absorbents for cleaning solvents
Absorption agents
Accelerators for organic chemical reactions
Accelerators for speeding up chemical reactions
Accelerators for speeding up the setting of concrete
Acetate esters
Acetate of cellulose, unprocessed
Acetates (chemicals)
Acetic anhydride
Acetone